

第9節 へき地医療対策

1 現状と課題

(1) 現状

1) 医療提供体制の状況

① 無医（無歯科医）地区等

令和4年10月末現在、県内に無医地区⁷⁷は4市町に6地区あり、3,375人が居住しており、準無医地区⁷⁸は4市町に11地区あり、2,075人が居住しています。また、無歯科医地区は6市町村に11地区あり、6,124人が居住しており、準無歯科医地区は3市町に7地区あり、208人が居住しています。

無医（無歯科医）地区及び準無医（準無歯科医）地区（以下「無医地区等」という。）への対策として、無医地区等を有する市町村のコミュニティバス等の運行による医療機関への交通手段の確保や、へき地診療所による訪問診療・訪問看護等が行われています。

表 3-2-9-1 無医地区等の数

上段：地区数、下段：対象人口（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
無医地区	5	8	7	6	6
	752	3,734	3,590	3,484	3,375
準無医地区	6	5	6	7	11
	292	133	172	221	2,075
無歯科医地区	9	10	10	9	11
	1,607	2,545	4,615	4,450	6,124
準無歯科医地区	5	5	6	7	7
	135	133	172	221	208

【出典：へき地医療現況調査（岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）】

② へき地診療所

へき地診療所は、へき地における一次医療機関として、地域住民の健康増進のため、医療の提供を行っています。

令和4年10月末現在、へき地診療所⁷⁹は12市町村に47施設あります。（うち歯科のあるへき地診療所は7市町14施設。）

これらのへき地診療所に勤務する常勤医師数は医科30人、歯科7人の計37人となっています。

⁷⁷ 無医（無歯科医）地区：医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関（歯科医療機関）を利用することができない地区。

⁷⁸ 準無医（無歯科医）地区：無医（無歯科医）地区には該当しないが、これに準じた医療（歯科医療）の確保が必要な地区と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区。

⁷⁹ へき地診療所：市町村等が開設した診療所で、同診療所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として1,000人以上であり、かつ同診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要するもの。

表 3-2-9-2 へき地診療所数 上段：診療所数、下段：常勤医師数（人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
へき地診療所	48	48	48	47	47
	39	38	35	36	37
(医科)	44	44	44	43	43
	32	31	28	29	30
(歯科)	14	14	14	14	14
	7	7	7	7	7

【出典：へき地医療現況調査（岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）】

表 3-2-9-3 へき地診療所における診療日数等（令和 4 年 10 月）

（単位：日/へき地診療所、人/へき地診療所）

		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	県
1 週当たり 診療日数	令和 3 年度	6.0	3.5	4.3	4.1	2.7	3.4
	令和 4 年度	6.0	3.5	4.3	4.1	2.7	3.4
1 日平均外 来患者数	令和 3 年度	25.0	14.8	21.9	18.4	11.7	15.5
	令和 4 年度	20.0	16.3	23.8	18.4	12.3	16.2

【出典：へき地医療現況調査（岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）】

③ へき地医療拠点病院

令和 5 年 10 月 1 日現在、県では 15 病院をへき地医療拠点病院⁸⁰として指定しています。

へき地医療拠点病院では、へき地診療所への医師派遣（代診医含む）等を実施しています。

表 3-2-9-4 へき地医療拠点病院によるへき地支援状況（県内合計数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医師派遣 実施回数	378	512	448	604	778
延べ派遣日数	279	347	380.5	466.5	647.5
代診医派遣 実施回数	176	200	60	139	51
延べ派遣日数	124	136.5	43.5	150	49
無医地区等における巡回診療 実施回数	0	0	0	0	0
述べ診療日数	0	0	0	0	0
延べ患者数	0	0	0	0	0

【出典：へき地医療現況調査（岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）】

⁸⁰ へき地医療拠点病院：無医地区等における巡回診療やへき地診療所への医師の派遣など、へき地医療対策の各種支援事業を行う病院。

④ へき地医療支援機構

本県では、へき地医療支援機構を岐阜県庁内に設置しています。へき地医療対策委員会⁸¹での協議・指導のもと、へき地医療対策、代診医の派遣調整等を実施しています。令和4年度は21件の代診要請に対し、その全てに代診派遣を行っており、近年、代診応需率100%が続いています。

⑤ ドクターヘリの活用

岐阜県では、平成23年よりドクターヘリの運航を開始しています。ドクターヘリは、岐阜大学医学部附属病院を基地病院として同病院に常駐し、地域の消防機関の要請で出動します。消防機関の要請からおおむね5分程度で出動することができるため、医師による早期治療を開始することができ、短時間のうちに医療機関へ患者を搬送することができるため、へき地における重症例や緊急性の高い患者の救急搬送の際にも積極的に活用されています。（詳細は、第2章第6節「救急医療対策」を参照）

⑥ 医療機関の連携（センター化）

揖斐川町及び高山市においては、同一市町内の複数の診療所が連携し、複数の医師で互いの医療機関同士をカバーする体制を構築しています。

また、郡上市、高山市及び白川村の二市一村は、地域医療連携推進法人県北西部地域医療ネットを設立し、市町村域を越えて連携を図っています。

このうち、揖斐川町並びに郡上市、白川村及び高山市においては、連携する医療機関群を「地域医療センター」と位置付けたうえで、一体的・効率的運用を行っており、今後の地域医療モデルとなることが期待されます。当該センターの一部では、他の診療所や往診先からでも医療電子情報にアクセスできるよう、各診療所の電子カルテをネットワークでつなぐなど ICT の活用による効率化を図っています。

2) へき地に勤務する医師の現状

① 自治医科大学卒業医師の養成・派遣

自治医科大学は、へき地の医療を支える医師を養成するため、全国の都道府県の共同出資により昭和47年に設立された大学です。各都道府県から毎年2～3名の学生が入学しており、自治医科大学で養成された医師は、卒業後、県職員として一定期間雇用され、県内のへき地診療所等へ派遣されます。令和5年7月現在、8市村の12医療機関へ17名の医師を派遣しています。

自治医科大学卒業医師の派遣については、毎年へき地を有する市町村から要望を受けていますが、すべての要望に応えるのは困難な状況です。

こうした状況に対し、県は自治医科大学の岐阜県の定員を2名から3名に拡大するよう要望しており、近年は毎年3名の定員を確保しています。

⁸¹ へき地医療対策委員会：県内のへき地診療所に対する医師派遣や無医地区等への巡回診療、へき地医療従事者に対する研修プログラム、総合的な診療支援事業等について協議し、へき地保健医療対策にかかわる総合的な意見交換・調整等を行う、へき地医療関係者で組織する協議会。

② 自治医科大学卒業医師の義務年限後の定着率（令和5年4月1日現在）

本県において、自治医科大学卒業医師は、9年間の義務年限終了後も約67.1%が県内で勤務しており、また43.0%が県内のへき地医療機関等（離島振興法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は豪雪地帯対策特別措置法の指定地域に所在する医療機関又はへき地医療拠点病院、以下同様）で勤務しています。全国の状況を見ると、義務年限終了後も出身都道府県内に留まる医師の割合は69.1%、へき地医療機関で勤務している医師の割合は29.7%であり、県内定着率は全国平均を下回るものの、へき地医療機関等に勤務する割合は上回っています。

（2）必要となる医療機能

① へき地における保健・診療の機能（へき地診療所）

へき地診療所は地域住民へ医療を提供するとともに、へき地における医療の中核として保健や福祉分野と連携し、各種事業や今後増加が見込まれる在宅医療の役割も担っています。

本県において、多くのへき地診療所は医師が単独で勤務している状況であり、医師に健康面での支障が生じた場合等には、医療の提供が困難になることも予想されるため、へき地医療拠点病院及び岐阜へき地医療支援センター⁸²による医師派遣や、センター化の取り組みが必要です。

② へき地の診療を支援する医療の機能（へき地医療拠点病院）

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整のもとで、へき地診療所への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）、無医地区等への巡回診療、へき地医療従事者に対する研修・教育、遠隔医療支援等の診療支援事業等、へき地における住民の医療の確保についての支援を行う役割を担っています。

特に、その主たる事業である医師派遣、代診医派遣、巡回診療を少なくとも年12回以上実施することが望まれますが、達成できていない病院もあります（令和4年度実績）。こうした支援実績が十分でない病院については、へき地医療対策委員会の場を通じて、支援を行うよう指導するとともに、地域のニーズに応じた支援の在り方について検討する必要があります。

③ へき地に勤務する医師等の確保・養成等機能（県・へき地医療支援機構）

県は、へき地診療所等からの医師派遣要望にこたえるため、自治医科大学の入学定員を3名に拡大するよう引き続き大学に要望するなど、自治医科大学卒業医師を継続的に確保して行く必要があります。

加えて、義務年限を終了した自治医科大学卒業医師の県内医療機関、特に県内のへき地医療機関等への定着を推進することが求められます。

そのため、へき地勤務で必要とされる可能性が高い総合診療科等を志向する自治医科大学卒業医師の専門医取得に対する支援等の対応が必要となります。

このほか、自治医科大学卒業医師に限らず、へき地医療への従事を希望する医師を積極的に招へいし、へき地でのキャリア形成支援を行うことで、医師を安定的に確保する必要があります。

⁸² 岐阜へき地医療支援センター：公益社団法人地域医療振興協会が設置したへき地への医師派遣等を行う組織。

また、へき地医療支援機構では、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム⁸³や岐阜大学医学部等と連携し、へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援も行っています。

引き続き、へき地医療の確保のための調整機関として、医師の派遣調整等広域的なへき地医療支援体制を推進する必要があります。

④ その他へき地等の医療提供体制に対する支援機能（県）

県は、へき地医療提供体制を確保するために市町村や医療機関等が実施する取組みに対する助成を行います。

加えて、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとへき地医療支援機構との連携強化、その他市町村や岐阜大学医学部、へき地医療拠点病院、へき地診療所等、へき地医療を支える関係機関の連携を図るためのコーディネーターとしての役割を果たす必要があります。

さらに、へき地を含む地域医療を担う医療従事者の養成に向けて、高校生等に対する啓発事業を実施する必要があります。

また、県は無歯科医地区及び準無歯科医地区（以下「無歯科医地区等」という。）の歯科医療の提供に関して、その需要を把握し、需要に対応した施策について、市町村や関係団体等と協議・検討する必要があります。

（3）主な課題

（1）、（2）を踏まえ、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課題
全圏域	①	へき地診療所が保健や福祉分野と連携しつつ、へき地における医療の中核として医療サービスを継続して提供するために必要な医師等医療従事者の確保
	②	へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣（継続的な医師派遣も含む）や無医地区等への巡回診療の確実な実施
	③	へき地医療支援機構による総合診療医等確保のための体制の整備
	④	へき地医療支援機構と岐阜県医師育成・確保コンソーシアムの連携によるへき地医療に従事する医師のキャリア形成支援
	⑤	ICTを活用した連携や複数の医療機関による連携（センター化）等、広域で医療提供体制を確保する取組みの推進と、県内全域での広域連携のもと、へき地医療が提供できる仕組みの構築
	⑥	県による医療従事者養成のための啓発事業の実施
	⑦	無歯科医地区等の歯科医療提供体制の確立

⁸³ 岐阜県医師育成・確保コンソーシアム：岐阜県における地域医療支援センター。岐阜大学医学部、同附属病院と研修医が多く集まる病院がコンソーシアムを組織し、初期臨床研修医や後期研修医等に対して魅力的なプログラムを提供することにより、医師の県内定着と育成を図るとともに、プログラムの中に一定期間の医師不足地域での勤務を含めることにより医師不足の解消に資することを目的とする。平成22年9月6日設立。

2 対策

(1) 目指すべき方向性

- へき地医療機関等に勤務する医師をはじめとした医療従事者を確保するとともに、へき地医療拠点病院等によるへき地診療所への診療支援機能の向上、複数の医師が複数の医療機関をカバーする体制の構築の促進等により、地域のへき地医療提供体制を確保します。
- へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、へき地医療支援機構による関係機関の調整等を行います。特に、県内全体の医師確保・育成を担う岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとの連携を強化し、へき地を含む地域医療提供体制を確立します。

(2) 数値目標

課題	指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標値 (令和11年度)
①	ストラクチャー 指標	へき地診療所数	全圏域	47ヶ所 (令和4年10月)	47ヶ所
①		へき地診療所の常勤医師数	全圏域	37人 (令和4年10月)	37人
②		代診医応需率	全圏域	100% (令和4年度)	100%
②		無医地区等への巡回診療並びにへき地診療所への医師派遣及び代診医派遣を合計年12回以上実施しているへき地医療拠点病院の割合	全圏域	81% (令和4年度)	100%
②		へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業 ⁸⁴ の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	全圏域	100% (令和4年度)	100%
④		自治医科大学卒業医師の県内定着率	全圏域	67.1% (令和5年4月)	70.0%以上
① ② ⑤		へき地診療所等との間でオンライン診療を実施するへき地医療拠点病院等数	全圏域	0ヶ所 (令和4年度)	5ヶ所以上
⑥		県・へき地医療支援機構が実施する高校生・医学生向けへき地医療啓発事業の参加者数	全圏域	87人 (令和4年度)	87人以上

⁸⁴ 必須事業：へき地医療拠点病院の事業のうち、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業。

- ・巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関する事。
- ・へき地診療所への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関する事。
- ・遠隔医療等の各種診療支援に関する事。

(3) 今後の施策

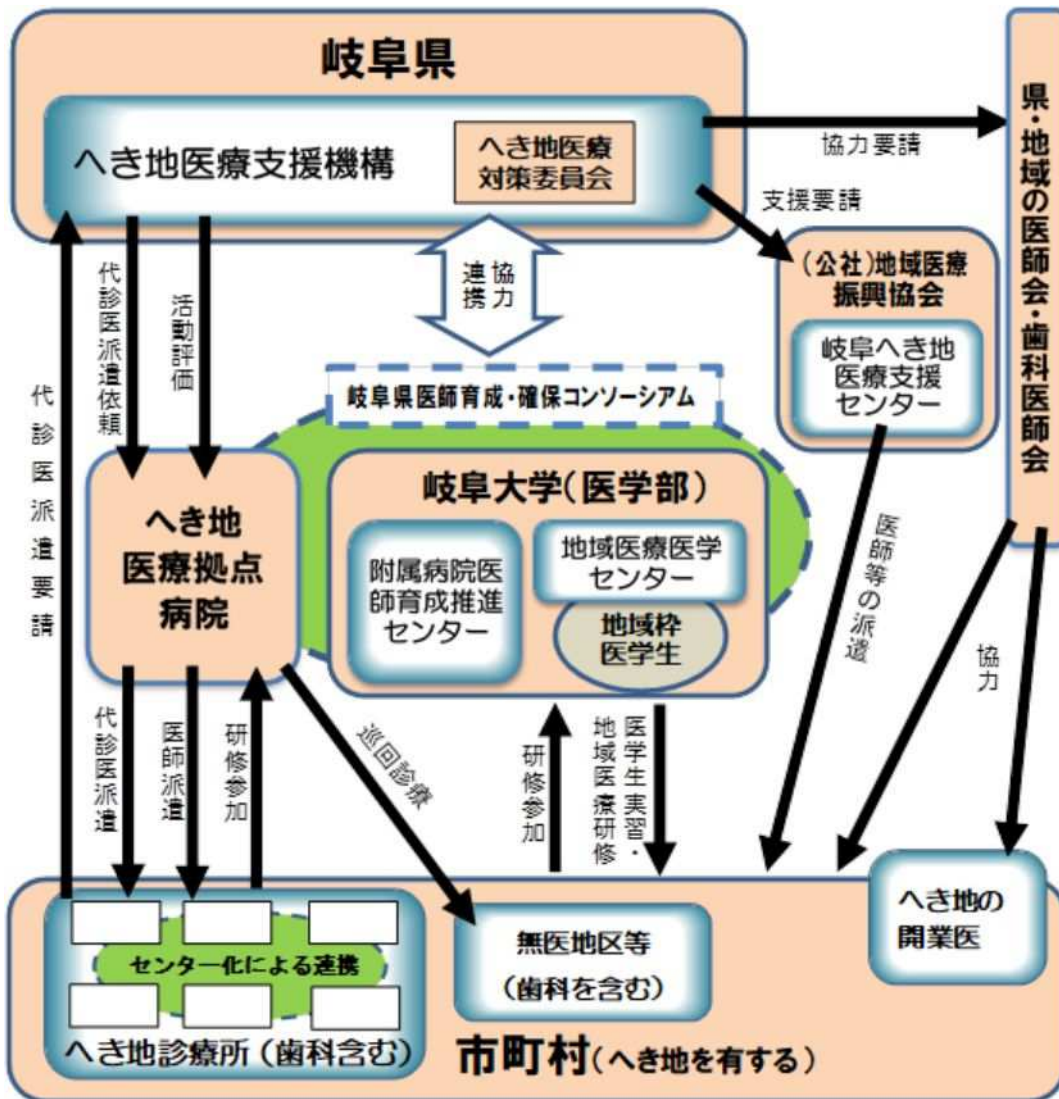
- 県は、へき地医療を担う医師等医療従事者確保の取組みに対し支援を行います。(課題①)
- へき地医療支援機構は、へき地の医療機関における看護師等医療従事者を確保するために、労働者派遣に必要な事前研修を行います。(課題①)
- 県は、へき地における患者の医療機会の確保及び訪問診療や往診を行う医療機関の負担軽減に向けて、オンライン診療の推進に係る取組みを支援します。(課題①②⑤)
- 県は、自治医科大学に対して引き続き3名入学を要望し、継続的に自治医科大学卒業医師を確保するとともに、へき地診療所等への派遣を行います。また、義務年限を終了した自治医科大学卒業医師が県内に定着するよう、キャリア支援や相談体制の充実を図ります。(課題①④)
- 県は、医療機関の運営を財政的に支援するため、へき地診療所の施設・設備整備、へき地医療拠点病院の運営及び施設・設備整備にかかる経費に対して補助を行います。(課題①②)
- へき地医療拠点病院によるへき地診療所への診療支援が十分に実施されるよう、へき地医療支援機構は、へき地医療拠点病院に対して指導を行い、その活動実績が十分でない場合は、へき地医療対策委員会において、その取組み向上に向けた方策や当該地域の診療支援の在り方について検討します。(課題②)
- へき地医療支援機構は、へき地を含む地域医療を担う総合診療医等を育成するため、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとの連携を強化します。(課題③)
- へき地医療支援機構は、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムと連携して、自治医科大学卒業医師に限らずへき地勤務を希望する医師のキャリア形成支援を行います。また、自治医科大学卒業医師の義務年限後の県内定着を推進します。(課題③④)
- 県は、広域的に医療従事者を確保するため、地域において複数の医師で複数の診療所をカバーする体制の構築やICTを活用したネットワークの構築に対して、財政的支援を行います。また、地域医療連携推進法人を活用した医療従事者の広域的な確保、育成の取組みなどに対する支援を行います。(課題⑤)
- 県は、へき地医療への理解増進・意識づけのための高校生・医学生向け研修会や、へき地医療関係者を対象とした研修会、住民参加型意見交換会等の開催を促進します。(課題⑥)
- 訪問歯科診療等、無歯科医地区等をはじめとする通院困難者への歯科医療の提供に向けて検討会を設置します。(課題⑦)

3 ロジックモデル

番号	個別施策	番号	施策の効果	番号	目指す姿
A	へき地医療を担う医師等医療従事者確保の取組み支援	①	へき地診療所における医療従事者の確保	1	地域のへき地医療提供体制の確保
B	へき地医療支援機構は、へき地の医療機関における看護師等医療従事者を確保するため、労働者派遣に必要な事前研修を実施	指標	へき地診療所数	2	へき地医療支援機構による調整、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとの連携強化、へき地を含む地域医療提供体制の確立
C	オンライン診療の推進に係る取組みの支援	指標	へき地診療所の常勤医師数		
D	県は自治医科大学に対し、入学定員3名維持を要望し、継続的に自治医科大学卒業医師を確保 県はへき地診療所等に自治医科大学卒業医師を派遣 県は、義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の県内定着に向けたキャリア支援及び相談体制を充実	指標	へき地診療所等との間でオンライン診療を実施するへき地医療拠点病院等数		
E	へき地診療所の施設・設備整備、へき地医療拠点病院の運営及び施設・設備整備に係る経費の補助				
C	オンライン診療の推進に係る取組みの支援	再掲	②	へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣（継続的な医師派遣も含む）や無医地区等への巡回診療の確実な実施	
E	へき地診療所の施設・設備整備、へき地医療拠点病院の運営及び施設・設備整備に係る経費の補助	再掲	指標	代診医応需率	
F	へき地医療支援機構は、へき地医療拠点病院に対して指導を実施		指標	無医地区等への巡回診療並びにへき地診療所への医師派遣及び代診医派遣を合計年12回以上実施しているへき地医療拠点病院の割合	●
G	へき地医療支援機構は、総合診療医等の育成のため、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとの連携を強化		指標	へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	●
H	へき地医療支援機構は、へき地勤務を希望する医師のキャリア形成支援を実施		指標	へき地診療所等との間でオンライン診療を実施するへき地医療拠点病院等数	再掲
	へき地医療支援機構は、自治医科大学卒業医師の義務年限後の県内定着を推進		③	へき地医療支援機構による総合診療医等確保のための体制整備	
D	県は、義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の県内定着に向けたキャリア支援及び相談体制を充実	再掲	④	へき地医療支援機構と岐阜県医師育成・確保コンソーシアムの連携によるへき地医療に従事する医師のキャリア形成支援	
H	へき地医療支援機構は、へき地勤務を希望する医師のキャリア形成支援を実施	再掲	指標	自治医科大学卒業医師の県内定着率	
	へき地医療支援機構は、自治医科大学卒業医師の義務年限後の県内定着を推進	再掲			
C	オンライン診療の推進に係る取組みの支援	再掲	⑤	ICTの活用や複数の医療機関による連携等、広域で医療提供体制を確保する取組みの推進と、広域連携のもと、へき地医療が提供できる仕組みの構築	
I	複数の医師で複数の診療所をカバーする体制の構築やICTを活用したネットワークの構築に対して財政的支援を実施 地域医療連携推進法人を活用した医療従事者の広域的な確保・育成支援		指標	へき地診療所等との間でオンライン診療を実施するへき地医療拠点病院等数	再掲
J	県による高校生・医学生、へき地域医療関係者向け研修会の実施、住民参加型意見交換会等の開催促進		⑥	県による医療従事者育成のための啓発事業の実施	
			指標	県・へき地医療支援機構が実施する高校生・医学生向けへき地医療啓発事業の参加者数	
K	通院困難者への歯科医療の提供に向けて検討会を設置		⑦	無歯科医地区等の歯科医療提供体制の確立	

※●は国の重点指標

4 医療提供体制の体系図



【体系図の説明】

へき地医療支援機構は県単位での広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するための組織です。へき地医療拠点病院をはじめとする関係機関との連携や調整を行い、へき地医療対策の各種事業を実施、推進します。

5 医療機関一覧

へき地医療拠点病院（令和5年11月末現在）

医療圏	施設名称	指定年月日	所在市町村
岐阜	岐阜県総合医療センター	平成24年4月1日	岐阜市
岐阜	社会医療法人清光会岐阜清流病院	令和4年4月1日	岐阜市
岐阜	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院	令和3年4月1日	笠松町
西濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会西美濃厚生病院	平成30年4月1日	養老町
西濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会西濃厚生病院	令和5年10月1日	大野町
中濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	平成15年4月1日	関市
中濃	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	令和2年11月1日	美濃加茂市
中濃	郡上市市民病院	平成16年3月1日	郡上市
東濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院	令和3年4月1日	瑞浪市
東濃	市立恵那病院	平成15年12月1日	恵那市
飛騨	高山赤十字病院	昭和53年3月20日	高山市
飛騨	岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	昭和54年4月1日	高山市
飛騨	国民健康保険飛騨市民病院	令和元年12月1日	飛騨市
飛騨	岐阜県立下呂温泉病院	平成22年4月1日	下呂市
飛騨	下呂市立金山病院	平成15年4月1日	下呂市

連携を行っている医療機関（令和5年4月1日現在）

・揖斐郡北西部地域医療センター（揖斐川町）

①	久瀬診療所
②	藤橋国保診療所
③	坂内国保診療所
④	谷汲中央診療所
⑤	春日診療所
⑥	美束出張診療所

・高山市

①	国保久々野診療所
②	国保久々野東部出張診療所
③	国保久々野南部出張診療所
④	国保朝日診療所
⑤	国保秋神出張診療所
⑥	国保高根診療所

・県北西部地域医療センター（郡上市、白川村及び高山市）

①	国保白鳥病院（郡上市）
②	国保和良診療所（郡上市）
③	国保小那比診療所（郡上市）
④	国保高鷲診療所（郡上市）
⑤	国保石徹白診療所（郡上市）
⑥	国保和良歯科診療所（郡上市）
⑦	国保白川診療所（白川村）
⑧	国保平瀬診療所（白川村）
⑨	国保莊川診療所（高山市）

へき地診療所及び無医（無歯科医）地区等一覧（令和4年10月末現在）

二次医療圏名	市町村名	へき地診療所名	診療科目	無医地区等 (令和4年10月時点)	無歯科医地区等 (令和4年10月時点)	へき地医療拠点病院支援状況 (令和4年度実績)
岐阜	山県市	—	—	(準じる地区) 葛原地区 556人 谷合地区 433人 北山地区 157人 北武芸地区 721人	—	岐阜清流病院 ・国民健康保険根尾診療所に対する医師派遣 (月1回)
	本巣市	本巣市国民健康保険 根尾診療所	内外小児 整歯	—	—	
西濃	大垣市	大垣市国民健康保険 上石津診療所	内	—	—	岐阜県厚生農業協同組合連合会西美濃厚生病院 ・国民健康保険上石津診療所に対する医師派遣 (週5回)
	揖斐川町	春日診療所	内小外整 皮	(準じる地区) 古屋地区 16人 諸家地区 28人 川上地区 46人	(準じる地区) 古屋地区 16人 諸家地区 28人 川上地区 46人	岐阜清流病院 ・坂内国民健康保険診療所に対する医師派遣 (月1回) ・春日診療所美東出張所に対する医師派遣 (月3～4回)
		春日診療所美東出張所	内小外整 皮			
		久瀬診療所	内消小整 耳皮り			岐阜県厚生農業協同組合連合会揖斐厚生病院 (令和5年10月から岐阜県厚生農業協同組合連合会 西濃厚生病院) ・久瀬診療所に対する医師派遣 (週1回)
		藤橋国民健康保険診療所	内外小整			
		坂内国民健康保険診療所	内小外整 歯			
中濃	関市	関市国民健康保険 洞戸診療所	内外小整 歯	—	—	岐阜県総合医療センター ・国民健康保険津保川診療所に対する医師派遣 (月1回)
		関市国民健康保険 板取診療所	内外小歯 口皮			岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院 ・国民健康保険板取診療所に対する医師派遣 (年60回) ・国民健康保険洞戸診療所に対する医師派遣 (年50回) ・国民健康保険津保川診療所に対する医師派遣 (年2回)
		関市国民健康保険 津保川診療所	内外小			
	郡上市	県北西部地域医療センター 国民健康保険和良診療所	内小児	鷺見・上野・板橋 地区 466人 小川地区 147人	小那比地区 191人 石徹白地区 235人 鷺見・上野・板橋 地区 466人 小川地区 147人	郡上市市民病院 ・国民健康保険板取診療所に対する医師派遣 (月2回)
		県北西部地域医療センター 国民健康保険小那比診療所	内			
		県北西部地域医療センター 国民健康保険高鷲診療所	内小			岐阜県立下呂温泉病院 ・東白川村国民健康保険診療所に対する 医師派遣 (月2回)
		県北西部地域医療センター 国民健康保険石徹白診療所	内小			
		県北西部地域医療センター 国民健康保険和良歯科診療所	歯			中部国際医療センター ・東白川村国民健康保険診療所に対する 医師派遣 (月1回)
	白川町	—	—	黒川地区 1,753人 佐見地区 888人	黒川地区 1,753人 佐見地区 888人	
	東白川村	東白川村 国民健康保険診療所	内外小皮 婦り	—	東白川村全域 2,115人	
東濃	中津川市	中津川市国民健康保険 蛭川診療所	内小歯口	新田地区 50人	新田地区 50人	市立恵那病院 ・国民健康保険山岡診療所に対する医師派遣 (週2回)
		中津川市国民健康保険 川上診療所	内小			国民健康保険上矢作病院 ・国民健康保険串原診療所に対する医師派遣 (週1回)
		中津川市国民健康保険 加子母歯科診療所	歯			
	恵那市	恵那市国民健康保険 飯地診療所	内外小	中沢地区 71人	中沢地区 71人	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院 ・国民健康保険山岡診療所に対する医師派遣 (月1回)
		恵那市国民健康保険 三郷診療所	内小	(準じる地区) 阿妻地区 46人 達原地区 38人 間野地区 18人	(準じる地区) 阿妻地区 46人 達原地区 38人 間野地区 18人	
		恵那市国民健康保険 山岡診療所	内小整 歯			
		恵那市国民健康保険 串原診療所	内小外			
		恵那市国民健康保険 上矢作歯科診療所	歯			

二次医療圏名	市町村名	へき地診療所名	診療科目	無医地区等 (令和4年10月時点)	無歯科医地区等 (令和4年10月時点)	へき地医療拠点病院支援状況 (令和4年度実績)
飛驒	高山市	高山市国民健康保険 清見診療所	内小外整	(準じる地区) 野麦地区 16人	大原地区 69人 日和田地区 139人 (準じる地区) 野麦地区 16人	松波総合病院 ・国民健康保険久々野診療所に対する医師派遣 (月2回) 高山赤十字病院 ・国民健康保険朝日診療所に対する医師派遣 (週1回) 岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院 ・国民健康保険飛驒市宮川診療所に対する 医師派遣 (月1回) ・国民健康保険飛驒市河合診療所に対する 医師派遣 (月1回) 国民健康保険飛驒市民病院 ・国民健康保険飛驒市山之村診療所に対する 医師派遣 (年13回)
		高山市国民健康保険 大原出張診療所	内小外整			
		高山市国民健康保険 江黒出張診療所	内小外整			
		高山市国民健康保険 荘川診療所	内小外整 歯			
		高山市国民健康保険 久々野診療所	内小外整 リ歯			
		高山市国民健康保険 久々野南部出張診療所	内小外整			
		高山市国民健康保険 久々野東部出張診療所	内小外整			
		高山市国民健康保険 朝日診療所	内小外歯			
		高山市国民健康保険 秋神出張診療所	内小外			
		高山市国民健康保険 高根診療所	内小外歯			
		高山市国民健康保険 日和田出張診療所	内小外			
		高山市国民健康保険 栴尾診療所	内小外整			
		高山市国民健康保険 栴尾歯科診療所	歯			
		飛驒市	国民健康保険飛驒市 河合診療所			
	国民健康保険飛驒市 宮川診療所		内小外	—	—	
	国民健康保険飛驒市 杉原診療所		内小外	—	—	
	国民健康保険飛驒市 袖川診療所		内小	—	—	
	国民健康保険飛驒市 山之村診療所		内外小	—	—	
	下呂市	下呂市立上原診療所	内小	—	—	
		下呂市立小坂診療所	内外眼	—	—	
		下呂市立馬瀬診療所	内	—	—	
	白川村	県北西部地域医療センター 白川村国民健康保険白川診療所	内小外心	—	—	
		県北西部地域医療センター 白川村国民健康保険平瀬診療所	内小外心	—	—	

※ 内：内科 心：心療内科 消：消化器科 小：小児科 外：外科 整：整形外科 眼：眼科 耳：耳鼻咽喉科 リ：リハビリテーション科 放：放射線科
胃：胃腸科 皮：皮膚科 婦：婦人科 歯：歯科 矯：歯科矯正科 口：歯科口腔外科